

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の 財務諸表の承認について（チェック項目）

【地方独立行政法人法第34条関係にかかる点検】

合規性の遵守（地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか）の観点から確認を実施する。

チェック項目	結果
○提出期限は遵守されたか。 ・当該事業年度の終了後3月以内に提出 ：6月末日 <法第34条第1項>	○6月30日に次の必要な書類を全て受理 ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の 処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ フロー計算書、行政サービス実施コスト 計算書及びこれらの附属明細書） ・事業報告書 ・決算報告書 ・監事及び会計監査人の意見
○必要な書類は全て提出されたか。 <法第34条第2項>	○会計監査人及び監事の監査報告書については、 適正意見表示であることを確認した。
○会計監査人及び監事の監査報告書に、財務諸表 の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	

【地方独立行政法人会計基準にかかる点検】

表示内容の適正性（財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の適正なものとなっているか）の観点から確認を実施する。

チェック項目	結果
○記載すべき項目について、明らかな遺漏はない か。	○表示科目、会計方針、注記等の遺漏はないこ とを確認した。
○計数は整合しているか。	○合計等の基本的な計数について整合を確認し た。
○書類相互間における数値の整合は取れている か。	○主要表と附属明細書との整合、書類相互間の 整合を確認した。
○行うべき事業を行っているか。	○次の事項について遺漏等がないことを確認し た。 ・業務実績報告書の確認
○運営費交付金にかかる会計処理は適正か。	○期間進行基準の適用事業について、全額が適正 に収益化されていることを確認した。 ○費用進行基準の適用事業について、所要額に応 じて適正に収益化されていることを確認した。